

## 保険検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p><b>4. 反社会的勢力への対応</b></p> <p>①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】</p> <p>(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>(ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。</p> <p>(iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。</p> <p>②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】</p> <p>取締役会は、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような組織体制を整備しているか。<sup>16</sup></p> <p>(i) 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置</p> <p>(ii) 反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備</p> <p>(iii) 関係部門間の横断的協力体制又は連絡システムの整備</p>	<p>法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. ～3. (略)</p> <p><u>(5. ～変更)</u></p>

改定前	改定後
<p>③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】</p> <p>(i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、適切な対処に向けた指導を行っているか。</p> <p>(ii) 担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力対応規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。</p> <p>脚注 16 社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 本人確認</p> <p>①【本人確認に関する内部規程の策定】</p> <p>取締役会等は、<u>本人確認</u>に関する内部規程（以下「<u>本人確認規程</u>」という。）を策定させているか。<u>本人確認規程</u>は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。<u>本人確認規程</u>においては、例えば、顧客との保険契約締結にあたって本人確認を行うべき場合が明確化されているか。<sup>17</sup></p> <p>②【本人確認に関する態勢の整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、<u>本人確認</u>に関する責任者又は担当部署を設置しているか。</p> <p>(ii) 取締役会等は、<u>本人確認</u>に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。</p> <p>(iii) 取締役会等は、<u>本人確認記録</u>・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。</p> <p>③【本人確認に関する指導・研修】</p> <p><u>本人確認</u>に関する責任者又は担当部署は、<u>本人確認</u>を適時・適切に実施できるよう、<u>本人確認規程</u>について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。</p>	<p>4. 組織犯罪等への対応</p> <p>(1)取引時確認<sup>16, 17</sup></p> <p>①【取引時確認に関する内部規程の策定】</p> <p>取締役会等は、<u>取引時確認</u>に関する内部規程（以下「<u>取引時確認規程</u>」という。）を策定させているか。<u>取引時確認規程</u>は、リーガル・チェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。<u>取引時確認規程</u>においては、例えば、顧客との保険契約締結にあたって<u>取引時確認</u>を行うべき場合が明確化されているか。<sup>18</sup></p> <p>②【取引時確認に関する態勢の整備】</p> <p>(i) 取締役会等は、<u>取引時確認</u>に関する責任者又は担当部署を設置しているか。</p> <p>(ii) 取締役会等は、<u>取引時確認</u>に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。</p> <p>(iii) 取締役会等は、<u>確認記録</u>・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。</p> <p>③【取引時確認に関する指導・研修】</p> <p><u>取引時確認</u>に関する責任者又は担当部署は、<u>取引時確認</u>を適時・適切に実施できるよう、<u>取引時確認規程</u>について定期的に指導・研修を実施する等の方法により、関連する職員等に対し周知徹底しているか。</p>

改定前	改定後
<p>④【<u>本人確認の方法に関する留意点</u>】</p> <p>(i) <u>法人の本人確認を行うに際し、法人の取引担当者の本人確認を行っているか。</u></p> <p>(ii) <u>代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。</u></p> <p>(iii) <u>本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。</u></p> <p>(iv) <u>海外の本・支店や現地法人、グループ会社等で本人確認が完了している場合であっても、日本において保険契約を締結する場合等に、法令上必要な本人確認を行っているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>脚注 17 <u>本人確認規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記</u></p>	<p>④【<u>取引時確認の方法に関する留意点</u>】</p> <p>(i) <u>法人との取引については、当該法人の取引時確認に加え、法人の取引担当者の本人特定事項の確認を行っているか。</u></p> <p>(ii) <u>代理人を利用した取引については、顧客の取引時確認に加え、代理人の本人特定事項の確認を行っているか。</u></p> <p>(iii) <u>下記イ．～ハ．のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>イ．取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p><u>ロ．関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p><u>ハ．犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>(iv) <u>海外の本・支店や現地法人、グループ会社等で取引時確認が完了している場合であっても、日本において保険契約を締結する場合等に、法令上必要な取引時確認を行っているか。</u></p> <p>脚注 16 <u>取引時確認とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第6項に規定する取引時確認をいう。</u></p> <p>脚注 17 <u>「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p>脚注 18 <u>取引時確認規程は、必ずしも一本化されていない場合やコンプライアンス・マニュアル等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、</u></p>

改定前	改定後
<p>載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な<u>本人確認</u>に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。</p> <p><b>6. 疑わしい取引</b> ①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底され、実効的な<u>取引時確認</u>に係る態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。</p> <p><b>(2)疑わしい取引<sup>17</sup></b> ①～④ (略)</p> <p><b>(3)海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備</b> <u>海外拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u> <u>(i) 海外拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。<sup>19</sup></u> <u>(ii) 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u> <u>(iii) 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u> <u>(イ) 当該国・地域</u> <u>(ロ) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> <u>(ハ) テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u></p> <p><u>脚注 19 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求め</u></p>

改定前	改定後
(新設・4. より)	<p>られることに留意する必要がある。</p> <p><b>5. 反社会的勢力への対応</b></p> <p>①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】</p> <p>(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>(ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。</p> <p>(iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。</p> <p>②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】</p> <p>取締役会は、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような組織体制を整備しているか。<sup>20</sup></p> <p>(i) 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う部署の設置</p> <p>(ii) 反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備</p> <p>(iii) 関係部門間の横断的協力体制又は連絡システムの整備</p> <p>③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】</p> <p>(i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、適切な対処に向けた指導を行っているか。</p> <p>(ii) 担当部署は、役職員に対し、反社会的勢力対応規程及びコンプライアンス・マニュアルの該当部分について、研修・指導等の方法により周知・徹底しているか。</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤【保険募集資料等の表示の適切性】</p> <p>(i) ～ (ii) (略)</p> <p>(iii) 適正な表示を確保するための内部規程又は業務細則が適切に策定されているか。当該内部規程等は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して作成されているか。</p> <p>イ. 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</p> <p>例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明らかにすることなく保障内容を強調した表示から離れた所に表示されている等により当該条件表示を顧客が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場</li> </ul>	<p>脚注 20 一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章実行の手引き」等を適宜参照。</p> <p style="text-align: center;">保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. 保険募集に共通する問題点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤【保険募集資料等の表示の適切性】</p> <p>(i) ～ (ii) (略)</p> <p>(iii) 適正な表示を確保するための内部規程又は業務細則が適切に策定されているか。当該内部規程等は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して作成されているか。</p> <p>イ. 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</p> <p>例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明らかにすることなく保障内容を強調した表示から離れた所に表示されている等により当該条件表示を顧客が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場</li> </ul>

改定前	改定後
<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合 (新設)</li> </ul> <p>また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</p> <p>例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <b>【非対面募集における募集管理】</b></p> <p>(i) 通信販売など非対面の募集形態を採っている場合において、募集形態の特性も踏まえ、適正な保険募集のための態勢となっているか。また、コールセ</p>	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合</li> <li>・ <u>先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合</u></li> </ul> <p>また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</p> <p>例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。</p> <p><u>また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。</u></li> <li>・ <u>テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。</u></li> </ul> <p>(iv) ~ (vi) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <b>【非対面募集における募集管理】</b></p> <p>(i) 通信販売など非対面の募集形態を採っている場合において、募集形態の特性も踏まえ、適正な保険募集のための態勢となっているか。また、コールセ</p>

改定前	改定後
<p>ンターにおける無登録募集を防止する態勢となっているか。</p> <p>(ii) 特に、インターネットを使った保険募集においては、募集形態の特性も踏まえ、以下の態勢が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客に対して<u>すべての</u>重要な事項に関する情報の提供ができる態勢</li> <li>・ 顧客に重要な事項に関する十分な理解を得られる態勢</li> <li>・ <u>本人確認</u>を行う態勢</li> <li>・ 情報流出防止やアクセス管理に関する適切な措置を講じる態勢</li> </ul> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: center;">オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. システムリスク管理態勢</p> <p>(1)情報セキュリティ管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④【インターネットを利用した取引の管理】</p> <p>(i) ～ (iv) (略)</p> <p>(v) モラルリスク回避、マネー・ローンダリング防止等の観点から<u>本人確認</u>を行っているか。</p> <p>(vi) ～ (ix) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>ンターにおける無登録募集を防止する態勢となっているか。</p> <p>(ii) 特に、インターネットを使った保険募集においては、募集形態の特性も踏まえ、以下の態勢が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客に対して<u>全ての</u>重要な事項に関する情報の提供ができる態勢</li> <li>・ 顧客に重要な事項に関する十分な理解を得られる態勢</li> <li>・ <u>取引時確認</u>を行う態勢</li> <li>・ 情報流出防止やアクセス管理に関する適切な措置を講じる態勢</li> </ul> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: center;">オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. システムリスク管理態勢</p> <p>(1)情報セキュリティ管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④【インターネットを利用した取引の管理】</p> <p>(i) ～ (iv) (略)</p> <p>(v) モラルリスク回避、マネー・ローンダリング防止等の観点から<u>取引時確認</u>を行っているか。</p> <p>(vi) ～ (ix) (略)</p> <p>(以下略)</p>